

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公表番号】特表2009-512163(P2009-512163A)

【公表日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2008-535621(P2008-535621)

【国際特許分類】

H 01 M	4/90	(2006.01)
H 01 M	4/92	(2006.01)
H 01 M	8/02	(2006.01)
H 01 M	8/10	(2006.01)
B 01 J	23/89	(2006.01)

【F I】

H 01 M	4/90	B
H 01 M	4/90	M
H 01 M	4/92	
H 01 M	8/02	P
H 01 M	8/10	
H 01 M	8/02	E
B 01 J	23/89	M

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月28日(2009.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ナノスケールの触媒粒子を有する微細構造の支持ウィスカ-を含むナノ構造エレメントを含む燃料電池用カソード触媒、前記触媒は、白金およびマンガン、ならびに白金およびマンガン以外のV I b族金属、V I I b族金属およびV I I I b族金属から成る群から選択される少なくとも1種の他の金属を含み、前記触媒中の白金の他の全ての金属の合計に対する体積比は約1～約4であり、そしてMn含有量は面密度で少なくとも約5μg/cm²である。

【請求項2】

ナノスケールの触媒粒子を有する微細構造の支持ウィスカ-を含むナノ構造エレメントを含む燃料電池用カソード触媒、前記触媒は、白金およびマンガン、ならびに白金およびマンガン以外のV I b族金属、V I I b族金属およびV I I I b族金属から成る群から選択される少なくとも1種の他の金属を含み、白金対マンガン対前記少なくとも1種の他の金属の体積比は約6：1：1である。